

福岡市特定犬種による咬傷事故防止対策検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 福岡市における人等に重大な危害を加えるおそれが高い闘犬種等（以下「特定犬種」という。）による咬傷事故防止に係る規制について意見を聴取するため、特定犬種による咬傷事故防止対策検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(設置期間)

第2条 委員会の設置期間は、令和8年7月1日から令和9年3月31日までとする。

(構成)

第3条 委員会は委員5名以内で構成する。

2 委員は以下の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 動物関係団体員
- (3) 動物関係教育機関職員
- (4) 弁護士
- (5) その他市長が認める者

3 委員の任期は、令和9年3月31日までとする。なお、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員会に委員長を置き、全委員の互選によって決める。

5 市長は、委員会を招集し、主催する。

6 委員長は、委員会を進行する。

7 委員長は、必要とする場合には副委員長を委員の中から指名し、委員長の職務を代行させることができる。

8 市長が必要と認めた時は、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(意見聴取事項)

第4条 委員会においては、次の事項について委員から意見聴取を行う。

- (1) 特定犬種の飼い主に対する監視・指導に関する事項
- (2) 特定犬種の飼育方法に関する事項
- (3) その他犬の咬傷事故防止に関する事項

(会議の公開)

第5条 委員会は、原則、公開とする。ただし公開することにより、当該委員会の適正な議事進行に支障が生じると認められるときは、この限りでない。

(秘密の保持)

第6条 委員及びその他委員会に出席した者は、委員会において知り得た秘密を漏らしてはならない。委員の職を退いた後もまた同様とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は福岡市保健医療局生活衛生課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和8年7月1日から施行、令和9年3月31日に廃止する。